

玄海地域原子力防災協議会作業部会 関係機関一覧

内 閣 府
佐 賀 県
佐 賀 県 警 察 本 部
長 崎 県
長 崎 県 警 察 本 部
福 岡 県
福 岡 県 警 察 本 部
海 上 保 安 庁
防 衛 省
原 子 力 規 制 庁
経 済 産 業 省 等

《 オ ブ ザ ー バ ー 》

佐 賀 県 玄 海 町
佐 賀 県 唐 津 市
佐 賀 県 伊 万 里 市
長 崎 県 松 浦 市
長 崎 県 佐 世 保 市
長 崎 県 平 戸 市
長 崎 県 壱 岐 市
福 岡 県 糸 島 市

九 州 電 力 （ 株 ） 等

玄海地域原子力防災協議会（第3回） 配付予定資料一式

- ・ 出席者一覧
- ・ 議事次第
- ・ （資料１－１）玄海地域原子力防災協議会の構成員について
- ・ （資料１－２）「玄海地域の緊急時対応」の改定について
- ・ （資料１－３）玄海地域の緊急時対応（概要版）
- ・ （資料１－４）玄海地域の緊急時対応（全体版）

玄海地域原子力防災協議会（第3回） 出席者一覧

（構成員）

荒木 真一	内閣府政策統括官（原子力防災担当）
【調整中】	原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
【調整中】	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付危機管理審議官
【調整中】	内閣府大臣官房審議官（防災担当）
【調整中】	警察庁長官官房審議官
【調整中】	総務省大臣官房総括審議官
【調整中】	消防庁国民保護・防災部長
【調整中】	文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
【調整中】	厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
【調整中】	農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
【調整中】	経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
【調整中】	国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
【調整中】	海上保安庁総務部参事官（警備救難部担当）
【調整中】	環境省大臣官房審議官
【調整中】	防衛省大臣官房審議官
【調整中】	佐賀県副知事
【調整中】	長崎県副知事
【調整中】	福岡県副知事

（オブザーバー）

【調整中】	玄海町
【調整中】	唐津市
【調整中】	伊万里市
【調整中】	松浦市
【調整中】	佐世保市
【調整中】	平戸市
【調整中】	壱岐市
【調整中】	糸島市
【調整中】	九州電力株式会社

（内閣府）

松下 整	内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）
坂内 俊洋	内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）
佐々木 忠則	内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）付 地域原子力防災推進官

(案)

玄海地域原子力防災協議会（第3回）及び
川内地域原子力防災協議会（第2回）合同会合

議 事 次 第

〔 令和3年7月20日15:30～
テ レ ビ 会 議 〕

○議 題

「玄海地域の緊急時対応」の改定について

「川内地域の緊急時対応」の改定について

【資料】

- 資料1－1 玄海地域原子力防災協議会の構成員について
- 資料1－2 「玄海地域の緊急時対応」の改定について
- 資料1－3 玄海地域の緊急時対応（概要版）
- 資料1－4 玄海地域の緊急時対応（全体版）
- 資料2－1 川内地域原子力防災協議会の構成員について
- 資料2－2 「川内地域の緊急時対応」の改定について
- 資料2－3 川内地域の緊急時対応（概要版）
- 資料2－4 川内地域の緊急時対応（全体版）

玄海地域原子力防災協議会の構成員について

平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、玄海地域においても「玄海地域原子力防災協議会」が設置された。

玄海地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

<構成員>

内閣府政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官（防災担当）
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官（警備救難部担当）
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
佐賀県副知事
長崎県副知事
福岡県副知事

<オブザーバー>

玄海町
唐津市
伊万里市
松浦市
佐世保市
平戸市
壱岐市
糸島市
九州電力株式会社

<事務局>

内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）付地域原子力防災推進官 等

1. 改定の目的

「玄海地域の緊急時対応」は、平成28年11月に開催された玄海地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同年12月に原子力防災会議にて了承された。また、平成29年9月の国の原子力総合防災訓練の実施を通して得られた教訓等を踏まえ、平成31年1月に改定を行っている。

今般の新型コロナウイルスのような感染症（以下、「感染症等」という。）の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、「玄海地域の緊急時対応」の改定により、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図る。

2. 改定のポイント

〈改善〉感染症等の流行下における各種防護措置の具体化

感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難等の各種防護措置と感染防止対策を可能な限り両立させる。ただし、災害時には差し迫った危機から命を守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても、躊躇なく避難を行うものとする。

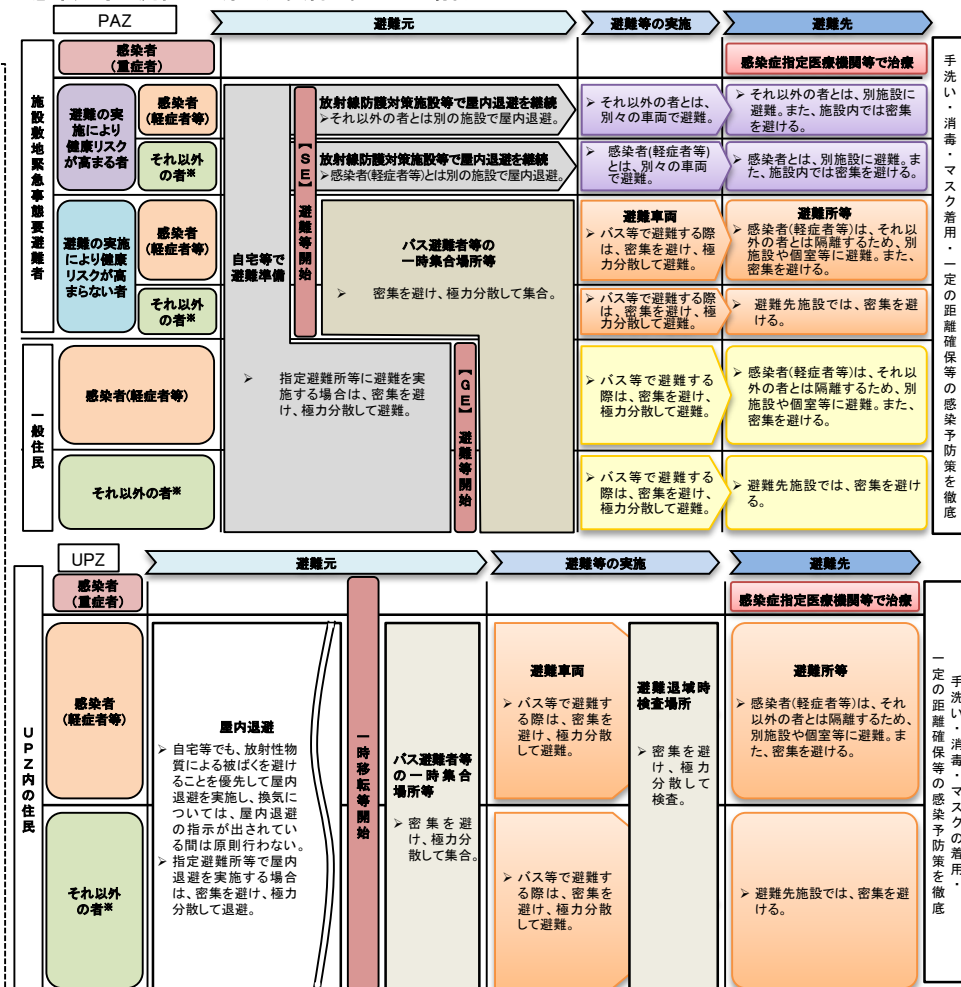
避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

屋内退避時の感染拡大防止

- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

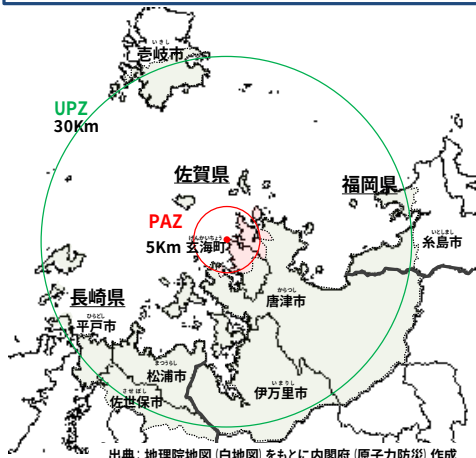
＜感染症等の流行下に原子力災害が発生した場合＞



※濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

1. 玄海地域の原子力災害対策重点区域

- 玄海地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は248,963人。
（佐賀県・長崎県：令和3年4月1日現在、福岡県：令和3年3月31日現在）
- PAZ内の人口は玄海町3,328人、唐津市4,057人。
- UPZ内の人口は関係3県8市町241,578人。



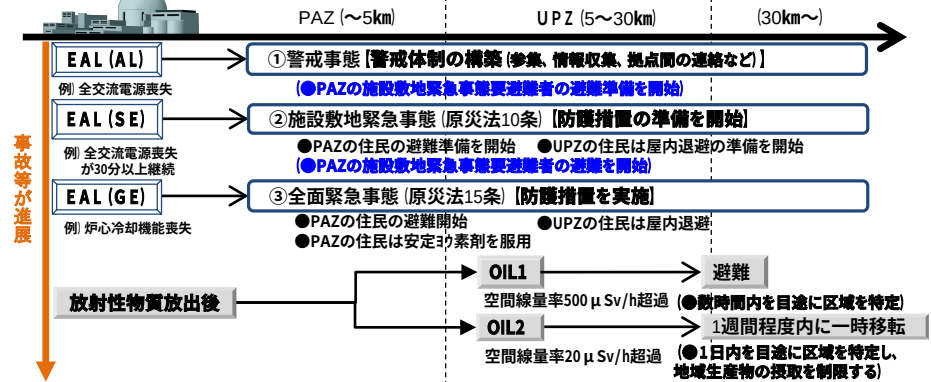
関係県	PAZ内 (概ね5 km)	UPZ内 (概ね5～30km)	合 計
佐賀県	7,385 人	171,044 人	178,429 人
長崎県	-	55,741 人	55,741 人
福岡県	-	14,793 人	14,793 人
合 計	7,385 人	241,578 人	248,963 人

*冷却告示の対象となる1・2号機は概ね5km圏内がUPZとなる

※PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：Precautionary Action Zone
※UPZ（緊急防護措置を準備する区域）：Urgent Protective Action Planning Zone

2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

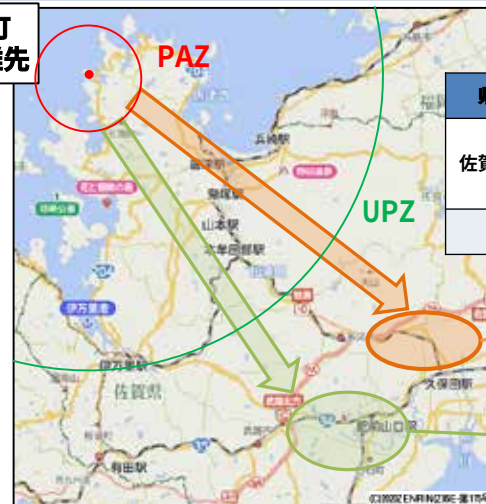
- 緊急事態の初期対応段階においては放射性物質放出前から原子力施設の状況に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ① EAL (Emergency Action Level) による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準 (EAL) を設定。
EALに基づき、防護措置を行う。
※施設敷地緊急事態要避難者の避難は、EAL (SE) の段階から避難を開始する。
ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、遠へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- ② OIL (Operational Intervention Level) による放射性物質放出後における防護措置
国はEAL (SE) の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準 (OIL) に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



3. PAZ及びUPZの各自治体における広域避難先

- PAZ内、UPZ内の各市町の住民の避難先は、各県内で確保。
- 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

PAZ内市町の広域避難先



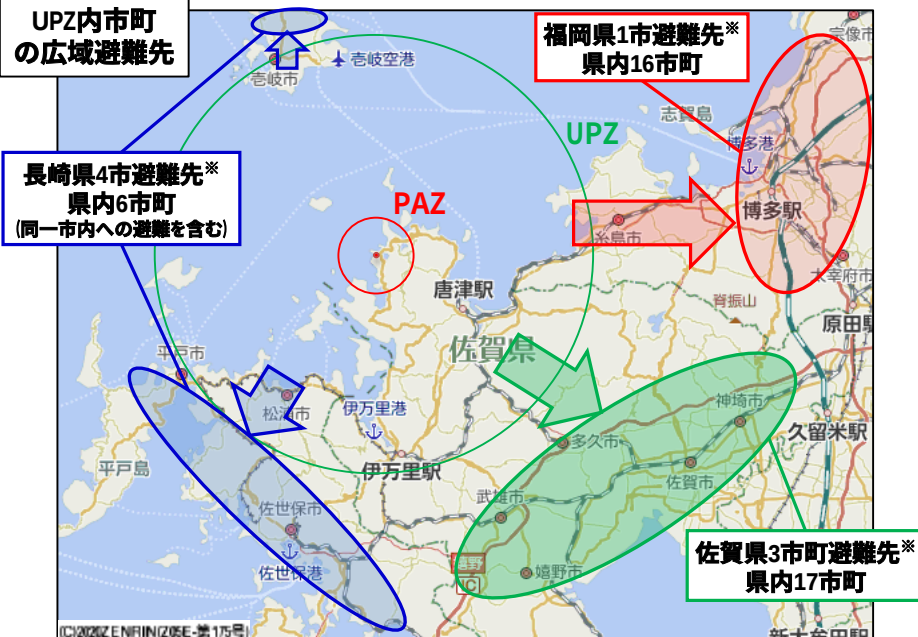
県	市町	住民数
佐賀県	玄海町	3,328 人
	唐津市	4,057 人
合 計		7,385 人

玄海町避難先※
小城市

唐津市避難先※
江北町、白石町

※自然災害等により上記避難先に避難できない場合は、佐賀県がUPZ外で代替避難先を確保

UPZ内市町の広域避難先



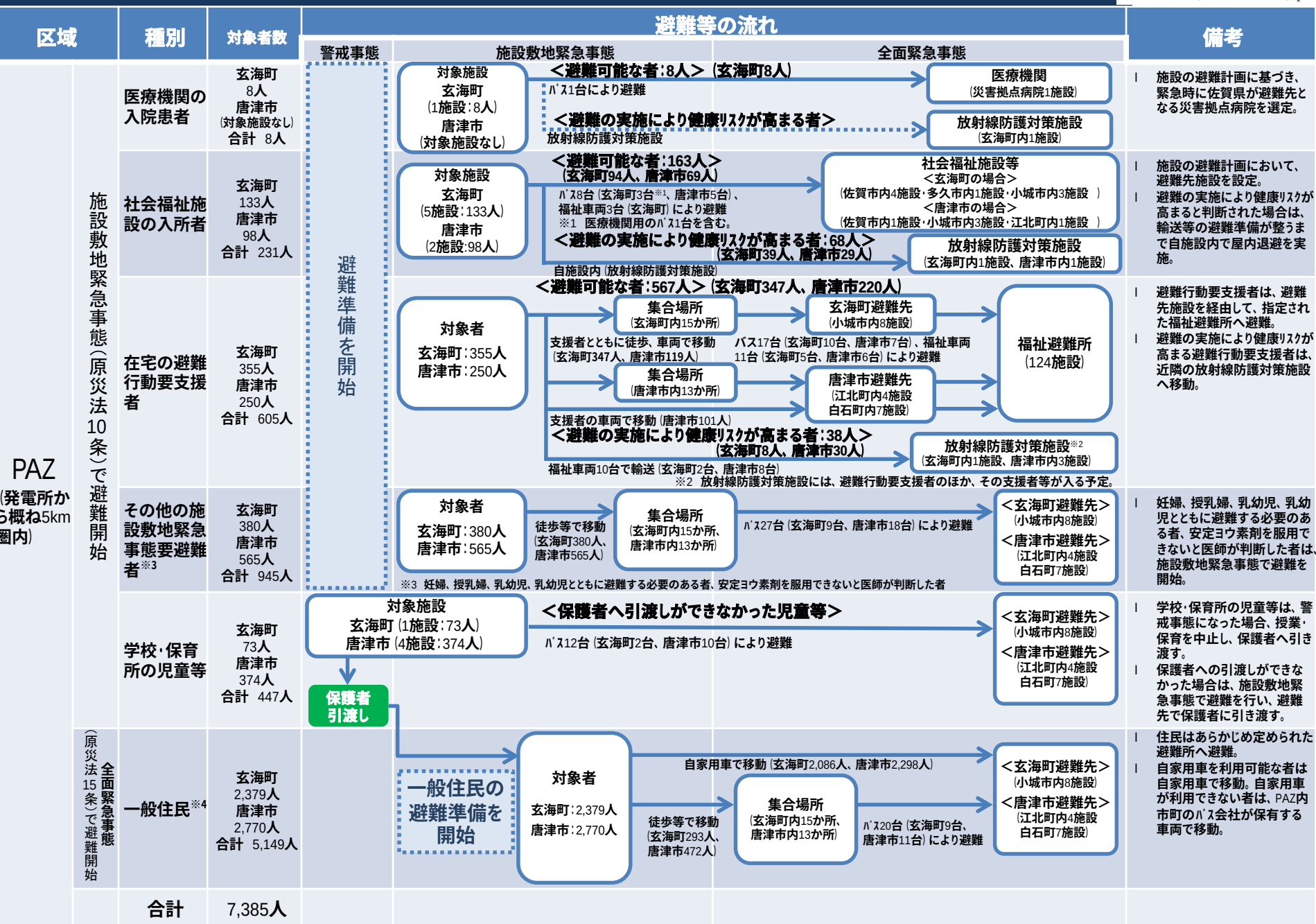
長崎県4市避難先※
県内6市町
(同一市内への避難を含む)

福岡県1市避難先※
県内16市町

佐賀県3市町避難先※
県内17市町

※自然災害等により上記避難先に避難できない場合は、県が調整の上、各県内で代替避難先を確保

玄海地域の緊急時対応（概要版）（案）②PAZにおける避難・屋内退避の考え方



※4 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字である。

区域		種別	対象者数	屋内退避／一時移転（1週間程度内に実施）の流れ			備考
				警戒 事態	施設敷地 緊急事態	全面緊急事態 OIL2となった場合※2	
UPZ (発電所から概ね 5～30km 圏内)	全面緊急事態で屋内退避を開始。その後、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超える区域が特定された場合は、当該区域の住民の一時移転を実施	医療機関の入院患者	佐賀県 3,470人 長崎県 1,620人 福岡県 115人			屋内退避 (79施設： 5,205人) 一時移転の指示 一時移転対象病院 避難先医療機関 (665施設) バス・福祉車両（職員同乗）により移動※3	- 施設毎の避難計画は策定済み。 - 一時移転等の防護措置が必要となった場合、佐賀県、長崎県、福岡県の調整により、医療機関の受入れ先を選定し、入院患者を移転・収容。
		社会福祉施設の入所者	佐賀県 5,138人 長崎県 1,727人 福岡県 387人			屋内退避 (303施設： 7,252人) 一時移転の指示 一時移転対象福祉施設 避難先福祉施設 (398施設) バス・福祉車両（職員同乗）により移動※3	- 施設毎の避難計画は策定済みであり、全施設を対象に施設ごとにあらかじめ受け入れ施設を確保。 - あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、佐賀県、長崎県、福岡県が代替の受入施設を調整。
		在宅の避難行動要支援者	佐賀県 8,016人 長崎県 4,142人 福岡県 2,588人			屋内退避 (14,746人) 一時移転の指示 一時移転対象者 避難先施設 (708施設) 福祉避難所 (684施設) バス・福祉車両（支援者同乗）により移動※3	- 一時移転が必要となった避難行動要支援者は、市町が準備した避難先に優先的に移動。 - 避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は近接の福祉避難所へ輸送。
		学校・保育所の児童等	佐賀県 27,653人 長崎県 7,612人 福岡県 1,854人	対象施設 (289施設)	屋内退避 (289施設： 37,119人) 一時移転の指示 一時移転対象学校等 避難先施設 (708施設) バス（教職員同乗）により移動※3	<引き渡しできなかった児童等> - 警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。 - 保護者へ引き渡しができなかった場合は、全面緊急事態で屋内退避を行い、その後指示に基づき避難先に移動し、保護者に引き渡す。	
		一般住民※1	佐賀県 126,767人 長崎県 40,640人 福岡県 9,849人	保護者 引き渡し	屋内退避 (177,256人) 一時移転の指示 一時移転対象者 避難先施設 (708施設) 自家用車、バス等により移動※3	- 避難計画で定めている避難先へ一時移転を実施。 - 自家用車や佐賀県、長崎県、福岡県が準備したバス等で移動。	
		合計	241,578人				

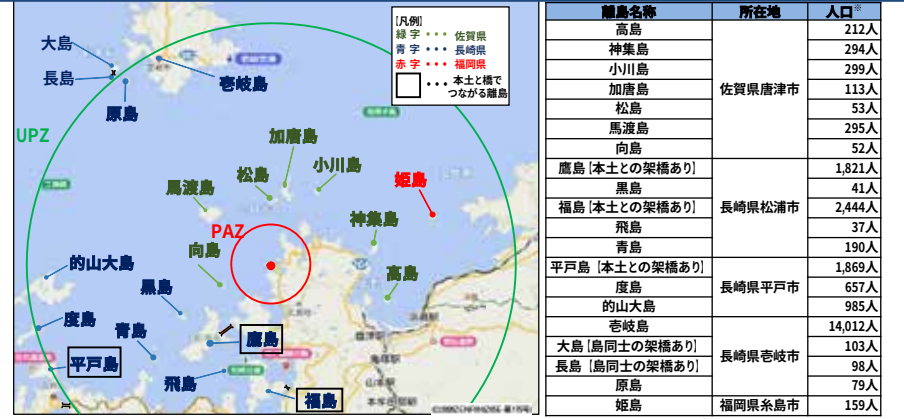
※1 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の合計数から避難行動要支援者の数を引いた数字である。

※2 UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。一時移転に際しては、避難退域時検査を受けた上で、避難先へ移動。

※3 架橋されていない離島については、まず船舶等により本土へ移動したのち、車両により避難先まで移動。

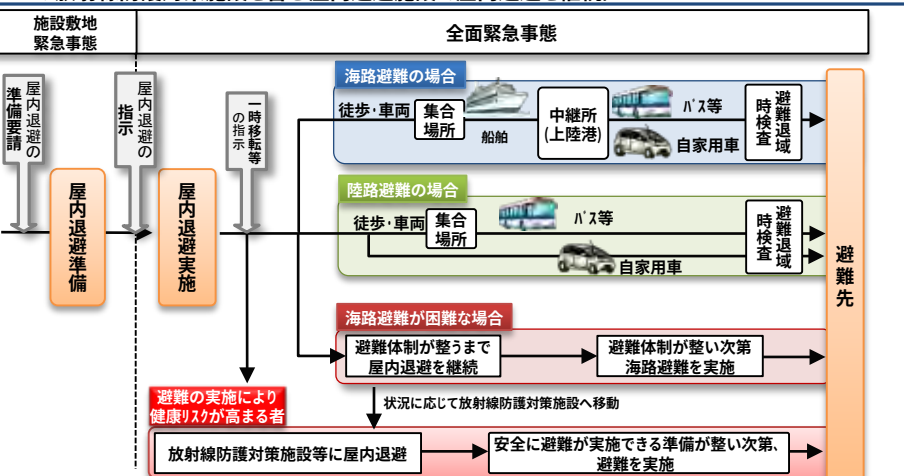
1. UPZ内における離島の概要

- 玄海地域では、UPZ内に20の離島（架橋された離島を含む）が存在。
- 原子力災害時の防護措置として、島内における屋内退避の実施のほか、一時移転等の実施が必要となった場合は海路（架橋された離島や島内避難が可能な場合は陸路）により一時移転等を実施。また悪天候等により島外避難が出来ない場合は、避難の準備が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を継続。
- 自然災害との複合災害等に備え、放射線防護対策施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報伝達手段を確保。



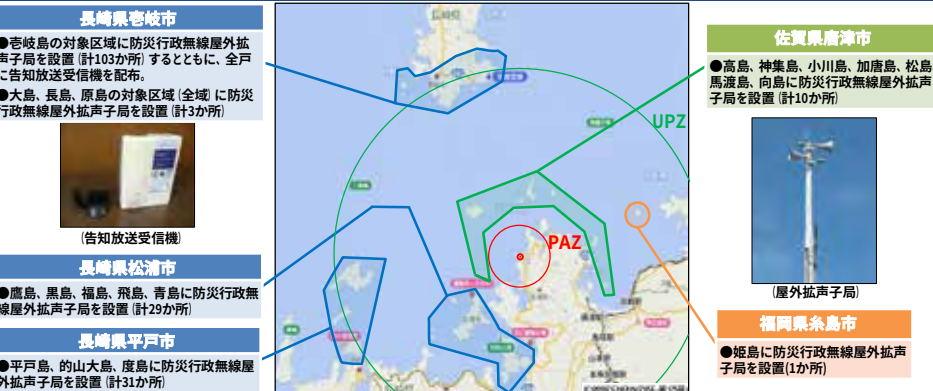
2. UPZ内の離島における一時移転等の基本フロー

- 施設敷地緊急事態となった場合は、屋内退避の準備を行うとともに、一時移転等によって集合場所の開設準備を実施。
- 全面緊急事態となった場合は、屋内退避を実施。その後、一時移転等の指示があった場合は、海路や陸路（架橋された離島や島内避難が可能な場合）により一時移転等を実施。
- 悪天候等により船舶による避難が困難な場合や、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設で屋内退避を継続。



3. UPZ内の離島における住民への情報伝達

- 唐津市、松浦市、平戸市、壱岐市及び糸島市は、それぞれの市域の各離島に情報伝達が可能な防災行政無線等のほか、自主防災組織連絡網、消防団による広報巡回、ホームページ等を活用し情報を伝達。
- 離島における自主防災組織や消防団は、住民への情報伝達や避難者の状況や避難誘導体制等に関する情報共有を行うため、各離島に配備している携帯端末、衛星電話、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機を活用。
- 離島における医療機関、社会福祉施設、学校・保育所等への情報伝達は、それぞれの関係県及び関係市が連携して実施。
- 離島周辺の船舶には、関係市における漁業無線等の業務用移動通信等を活用し情報を伝達。



4. UPZ内の離島における放射線防護対策施設及び生活物資等備蓄・供給体制

- UPZ内におけるそれぞれの離島のうち、避難体制が整うまでの屋内退避施設として、陸路で避難できない離島については、対象となる住民を収容するための放射線防護対策施設を整備。
- 災害時に備え、本土との架橋のない離島においては、全島民を対象にした生活物資（食料、飲料水等）をそれぞれの離島において備蓄。
- 本土との架橋のある離島においては、島内の生活物資の備蓄に加え、それぞれの市における民間業者等との物資の供給に関する協定に基づき、必要な生活物資を確保。
- 生活物資が不足する場合は、海路、空路、陸路により、必要な生活物資を供給。

